

納税の猶予

- 2020年2月以降、収入が減少（前年同月比▲20%以上）した**すべての事業者**について、**無担保かつ延滞税なしで納税を猶予**する。
- 法人税や消費税、固定資産税など、基本的に**すべての税を対象**とする。

（標準的な税の納付期限）

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上） ※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）
- ・申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日、ただしその後も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

現行制度	特例
<ul style="list-style-type: none">● 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。● 原則として、担保の提供が必要。● 延滞税は軽減（年1.6%）	<ul style="list-style-type: none">● 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が減少※した場合に1年間納税を猶予。 ※前年同期比概ね20%以上● 担保は不要。● 延滞税は免除。